

流通決済事業者コード規約

沿革 2016年4月1日 28規約第1号 制定
2026年7月22日 26規約第3号 一部改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、流通決済事業者コード（以下、決済事業者コード）の適正な管理、運営と利用のため、この流通決済事業者コード規約（以下、本規約）を定める。

第1条（決済事業者コード）

- 1 決済事業者コードとは、クレジットカード発行事業者、クレジットカード加盟店、クレジット決済の情報処理事業者及びこれらに準ずる業務を行う事業者の識別をするための国内事業者専用のコードである。
- 2 決済事業者コードは、5桁のコードである。
- 3 決済事業者コードは、当財団が管理し、事業者へ貸与する。なお、決済事業者コードの貸与を受けられるのは、日本国内に営業所を有する事業者に限る。
- 4 決済事業者コードに関連し、あるいは当財団のウェブ上で提供されるテキスト（文章）・画像・動画・音声等の情報やサービスについての権利は当財団に帰属する。
- 5 事業者は、当財団の提供する情報・サービスを、その全部または一部を問わず、第2条の利用範囲を超えて利用することはできない。

第2条（決済事業者コードの利用範囲）

決済事業者コードは、クレジットカードシステム及びクレジット決済ネットワークに関する下記の利用に限定し貸与される。

- ① JISⅡ型クレジットカード発行事業者の識別
- ② ポイントカード、プリペイドカード、デビットカード等のカード発行事業者の識別
- ③ POS、CCTなどのクレジット決済処理端末の識別
- ④ クレジット決済データの送受信事業者の識別
- ⑤ クレジット決済ネットワークを利用した口座振替利用事業者の識別
- ⑥ 上記①から⑤に準ずる利用であると当財団が判断し、承認した利用

第3条（決済事業者コードの登録申請）

- 1 決済事業者コードの貸与を受けようとする事業者は、本規約を確認しその内容に同意し、当財団に対し決済事業者コードの登録申請を行い、当財団が貸与を承認した場合、その登録を受ける。
- 2 第2条の利用及び決済事業者コードの管理業務に支障をきたすと判断される登録申請については貸与が承認されない。

- 3 決済事業者コードの登録申請を行うには、当財団が定めるフォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信し、別表記載の登録管理費（3年分）を納付する。申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 4 登録申請は事業者単位で行い、事業者の一部門、支店、部署単位等による登録はできない。また、個人の登録はできない。
- 5 登録管理費の納付に際し、請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出て請求書の発行を受けることができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は効力を失う。
- 6 申請、その他の手続きにあたって、事業者は下記の利用条件に同意しなければならない。また、インターネット申請システムの保守・変更のため、運用が一時的に中断させることがあることを、事業者は承認する。
 - ① インターネットメールを受信可能な電子メールアドレスを有すること。
 - ② パソコン環境設定が適切になされていること。
 - ③ インターネット利用の一般的なマナーやモラルを遵守すること。
 - ④ 当財団が設定し通知した ID・パスワード（変更可）は、事業者が管理しなければならない。ID・パスワードは第三者に譲渡・貸与してはならない。

第4条（禁止事項）

- 1 決済事業者コードの利用に関して事業者は以下の行為をしてはならない。
 - ① 反社会勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - ② 法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ③ 犯罪に関連する行為
 - ④ 当財団の運営を妨害する、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 当財団または第三者に損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑥ 当財団または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑦ 他の事業者に成りすます行為
 - ⑧ 他の事業者の個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑨ その他、当財団が不適切と判断する行為
- 2 事業者が前項各号に該当した場合、あるいは本規約に違反した場合、当財団は事業者に対し、貸与・登録を取り消し、決済事業者コードの使用を禁止し、無効化を行う。
- 3 第1項各号の行為および第2項により当財団または第三者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償しなければならない。
- 4 事業者は、決済事業者コードに関する ID およびパスワードを自らの責任で使用・管理しなければならない。事業者は ID およびパスワードを第三者に譲渡・貸与してはならない。当財団は ID

およびパスワードによるアクセスについて、最初に ID およびパスワードを付与された事業者のアクセスとみなす。

第5条（決済事業者コードの登録単位）

- 1 決済事業者コードは、1事業者につき、1コード、有効期間を3年の登録単位とする。
- 2 複数のコードを必要とする場合は、事業者は所定の申請手続きを行い、当財団が承認した場合、新たな決済事業者コードが追加コードとして貸与される。追加コードを貸与された事業者は、追加1コードを1単位として追加コードの登録管理費を納付しなければならない。

第6条（決済事業者コードの登録管理費）

- 1 決済事業者コードの登録管理費は、有効期間の3年分を全納しなければならない。
- 2 登録後の登録管理費は、いかなる場合も返還されない。
- 3 第5条2項の追加の有効期間は、既に登録されている決済事業者コードの残存期間に統一した上で登録管理費を算出する。
- 4 第15条の譲渡による追加コードの場合、有効期間、登録管理費は同条第6項による。

第7条（決済事業者コードの登録通知）

- 1 第3条の申請手続きおよび登録管理費の納付が適正に行われたときは、当財団は審査の上、決済事業者コードを決定し、決済事業者コードの貸与決定日を取引年月日として、決済事業者コードおよび事業者のデータ等を登録保管し、事業者専用のウェブページにより、貸与する決済事業者コードを事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。
- 2 第11条の更新申請手続き及び登録管理費の納付が適正に行われたときは、当財団は審査の上、決済事業者コードの貸与決定日を取引年月日として、更新手続き後の情報が記載された通知を事業者専用のウェブページにより、事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第8条（決済事業者コードの使用）

- 1 事業者は決済事業者コードの登録通知を受領するまでは、決済事業者コードを使用することができない。
- 2 当財団は、決済事業者コードの使用規則を定めることができる。登録事業者は使用規則に従って決済事業者コードの使用・管理をしなければならない。
- 3 決済事業者コードは、そのコードの事業者を特定、識別すること以外には使用することはできない。決済事業者コードは他の事業者の識別に流用してはならない。
- 4 事業者は、当財団から貸与された決済事業者コード以外の決済事業者コードを使用することはできない。

第9条（決済事業者コードの事業者情報の公開）

- 1 決済事業者コードの登録情報は、本条第2～4項の場合以外には公開されない。
- 2 登録された事業者に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示し、事業者はこれに異議を述べることができない。
- 3 決済事業者コードの登録管理の業務を遂行する上で必要な場合には、当財団はクレジットカード会社、決済ネットワーク事業者に、決済事業者コードの登録事項を照会することができる。
- 4 決済事業者コードの登録が取り消された場合、事業者に関する情報を、当財団のウェブサイト等に公開することができる。

第10条（決済事業者コードの有効期間）

- 1 決済事業者コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月から起算して3年間とする。有効期間を過ぎた決済事業者コードは失効し使用できない。
- 2 有効期間後も決済事業者コードの貸与を受けて引き続き使用する場合は、第11条所定の更新手続きを行うことにより有効期間を3年単位で延長することができる。
- 3 一事業者が複数の決済事業者コードを使用する場合の有効期間は、第6条第3、4項による。

第11条（決済事業者コードの更新申請）

- 1 事業者が有効期間の3年を超え継続して決済事業者コードの貸与を受けようとする場合は、有効期間の終了前に、当財団が定めるフォームにより作成した申請データを当財団へ送信し、登録管理費を納付して、当財団へ更新を申請する。更新に要する費用は申請者の負担とする。
- 2 登録管理費の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は失効する。

第12条（決済事業者コードの返還）

- 1 決済事業者コードの有効期間が満了し、有効期間内に更新手続きを行わない場合、または事業者が決済事業者コードを使用しなくなった場合は、事業者は決済事業者コード返還申請データを当財団に送信しなければならない。
- 2 当財団は、返還申請データの内容を確認の上、返還手続きを行い、事業者に返還通知書を送付する。
- 3 決済事業者コード返還申請データを送信した事業者は、登録管理費その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 4 決済事業者コード返還申請データの送信後は、事業者はその決済事業者コードを使用してはならない。

- 5 当財団は、返還された決済事業者コードを他の事業者に貸与することができ、返還した事業者はこれに対し異議を述べることができない。

第13条（決済事業者コードの登録内容の変更）

- 1 事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに決済事業者コード登録事項変更申請データを当財団に送信しなければならない。
- 2 当財団は、決済事業者コード登録事項変更申請データの内容を審査の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知を事業者専用のウェブページにより、事業者に通知する。

第14条（合併による決済事業者コードの登録内容の変更）

- 1 事業者の合併により決済事業者コードの登録事項を変更しようとするときは、決済事業者コード合併申請書を当財団に提出しなければならない。
- 2 当財団は、決済事業者コード合併申請書の内容を審査の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知を事業者専用のウェブページにより、事業者に通知する。
- 3 事業者の合併により一事業者が複数の決済事業者コードを登録することになる場合、このコードは追加コードとして貸与される。事業者に貸与された複数の各決済事業者コードの有効期間は、そのうちの最も長い期間に統一し、有効期間を超過する決済事業者コードについては、合併による登録内容の変更を行う際に、超過期間分を月割り計算した登録管理費をあらかじめ納付しなければならない。
- 4 本条および第15条の申請は、書面により行い、インターネット経由で行うことはできない。

第15条（決済事業者コードの譲渡）

- 1 事業者の営業譲渡、会社分割等により決済事業者コードの事業者を変更しようとするときは、事業者と決済事業者コードを譲り受ける事業者との双方の連名により、決済事業者コード譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。
- 2 決済事業者コードを譲り受ける新たな事業者は、一事業者のみとし、1つの決済事業者コードを複数の事業者に対して譲渡をすることはできない。
- 3 当財団は、適正な譲渡申請と認めるときは、決済事業者コードの譲渡手続き完了日を取引年月日として、第1項記載の決済事業者コードを譲り受ける事業者へ貸与し、事業者専用のウェブページにより通知する。譲渡した事業者には譲渡完了通知書を送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を必要な者に通知する。
- 4 決済事業者コードを譲渡した事業者は、譲渡完了後はその決済事業者コードを使用することはできない。
- 5 譲渡により新たに決済事業者コードの貸与を受けた事業者は、登録管理費を当財団に支払わなければならない。

- 6 譲渡により一事業者が複数の決済事業者コードを登録することになる場合、このコードは追加コードとして貸与される。事業者に貸与された複数の決済事業者コードの有効期間は、そのうちの最も長い期間に統一し、有効期間を超過する決済事業者コードについては、超過期間分を月割り計算した登録管理費をあらかじめ納付しなければならない。

第16条（決済事業者コードの登録の取消）

- 1 当財団は、事業者が次の各号に該当したときは、事業者に対する通知催告をすることなく、決済事業者コードの登録を取り消すことができる。
 - ① 登録申請データ、登録事項変更申請データ等、当財団に送信するデータあるいは提出される書面に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 所定の登録管理費を納付しなかった場合
 - ③ 有効期間を経過しても更新手続を行わず失効した場合
 - ④ 本規約に違反し決済事業者コードを使用した場合または貸与を受けた事業者以外に使用させた場合
 - ⑤ 第19条による表明、保証に違反した場合
 - ⑥ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は、前項の規定により決済事業者コードの登録を取り消した場合、その旨を事業者の登録された住所に通知する。また同時にカード会社、決済ネットワーク事業者に通知し、当財団のウェブサイトにも公開することができる。
- 3 当財団は、登録が取り消された決済事業者コードを他の事業者に貸与することができる。決済事業者コードを取り消された事業者はこれに対する異議を述べることはできない。
- 4 当財団は、事業者に対し登録取消により被った損害の賠償を請求することができる。
- 5 登録取消によって事業者に損害または負担が生じても、当財団に対してその損害を求めることはできない。

第17条（免責）

- 1 決済事業者コードの使用は事業者の責任で行い、当財団はコードの使用に関して、事業者に次の損害その他いかなる損害も補償しない。
 - ① 決済事業者コード使用に伴う損害および使用できなかったことによる損害
 - ② 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③ 決済事業者コードの登録取消後の損害
 - ④ 決済事業者コードを利用したシステムへの不正アクセスに関連する損害
 - ⑤ 当財団のウェブ情報利用による損害
- 2 決済事業者コードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその決済事業者コードの貸与を受けた事業者に損害の求償をすることができる。

第18条（使用禁止）

- 1 事業者は、登録が取り消された決済事業者コードを使用することはできない。
- 2 決済事業者コードの利用に関わる全ての事業者は、登録が取り消された決済事業者コードを使用してはならない。当財団から決済事業者コード登録取消の事実が通知された場合は、直ちにその使用を中止しなければならない。

第19条（反社会的勢力の排除）

事業者は、第10条による有効期間中、事業者およびその株主・役員その他、事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

第20条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（規約の変更・経過措置）

- 1 当財団は、本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、決済事業者コードを利用した事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

附則（2022年2月1日一部改正）

- 1 本規約は、2022年2月1日から施行する。
- 2 2016年6月30日以前に貸与された決済事業者コードについては、本規約の第3条、第6条、第7条、第10条、第11条は適用しない。ただし、2016年6月30日以前に貸与された決済事業者コードが第15条の譲渡に拠り改めて当財団より貸与された場合には適用対象とする。
- 3 従前の附則は効力を失う。

附則（2023年10月1日一部改正）

- 1 本規約は、2023年10月1日から施行する。
- 2 2022年2月1日一部改正附則第2項は、なお効力を有する。

別表 A 登録管理費

登録管理費（消費税 10%込）
33,000 円

登録管理費（1 コード単位、3 年間）

3 年毎 一括納付。

別表 B 追加コード登録管理費

登録管理費（消費税 10%込）
33,000 円

登録管理費（追加 1 コード単位、3 年間）

3 年毎 一括納付。

上記の追加コード登録管理費は、3 年分の登録管理費であり、実際の申請にあたっては、既存コードの残存有効期間に合わせるための月割計算により登録管理費が算出される。